報告区分 1

居住スタイル・生業からみた韓国世界遺産・河回村の景観保全に関する考察

A Study on Living Style and Economic Activities in Landscape Conservation Area of World Heritage of Hahoe Village, Korea

○朴　　延[*1]、山崎寿一[*2]
PARK Yon, YAMAZAKI Juichi

This study focuses on the living style, as a continuation of the previous research on World Heritage of Hahoe Village, Korea. It discusses the current historical village environment and conservation and utilization methods, from the view on 'living style' and 'economic activities'. It clarifies 1) how today's variety of living style and villagers' economic activities; commercial, accommodation and agriculture, are connected to the landscape preservation, and 2) how the historical landscape is preserved, by analyzing the correspondence of Hahoe Village towards 'touristy' and 'agricultural (financial) development'.

キーワード：世界遺産，河回村，居住スタイル，生業，　景観保全
Keywords: World Heritage, Hahoe Village, Living Style, Economic Activities, Landscape Conservation

１．はじめに

1.1. 研究の目的と方法

本稿は、2010 年 7 月 31 日に韓国の歴史的集落として初めて世界遺産に指定された河回(ハフェ)村(慶尚北道安東市)を対象とする歴史的集落環境に関する研究である。

本研究では、歴史的集落環境の景観保全は、文化財保護法だけでなく他の土地利用関連法、地域計画関連法とも関連した総合的な景観保全の法体系の整備が重要であること、地域住民の生活が景観の保全と密接に関係しているという認識が景観の特質の保全や管理において重要であるという視点から研究を進めている。このような着眼点から本研究では「一体的景観保全」という言葉を用いている。

前報[1)注1)]では、上記の前者の視点から、歴史的環境保護制度からみた韓国世界遺産・河回村の景観保全について報告した。本稿では、後者の視点から、歴史的集落の住民の生活との関連から河回村の景観保全について考察する。特に、本稿では「居住」と「生業」面から、住民の生活実態を把握し、歴史的集落環境の景観の保全・管理・活用の仕組みについて考察する。

具体的には以下の 2 つの課題を設定して研究を進める。

① 河回村住民の「居住」・「生業」の実態を明らかにし、村の住民の居住・生業がどのように景観保全と関係しているのかを明らかにする。

② また、河回村の「観光化に対する対応」・「農業（経済）振興に対する対応」について考察する。

研究の方法は、以下の通りである。

まず、河回村の里長（日本の村長に相当）へのヒアリングから入手した各世帯主の年齢・職業・農地の有無（面積）および各世帯の居住人数・居住動向・住宅現況など具体的なデータを利用して分析する。

写真 1　2012 年 5 月に撮影した河回村のパノラマ写真

＊1　神戸大学大学院工学研究科、博士後期課程　Ph. D, Graduate School of Engineering, Kobe Univ.
＊2　神戸大学大学院工学研究科、教授、博士（工学）　Prof. Dept. of Architecture, Graduate School of Engineering, Kobe Univ., Dr. Eng.

次に、「河回村総合整備計画調査報告書 [11]」・「安東河回観光地造成計画報告書 [13]」や「河回村世界遺産登録申請資料 [14]」などの行政資料を用いて分析を行う。

1.2. 既往研究からみた本研究の位置づけ

韓国におけるこれまでの河回村の関連研究では、1980年代までは集落の立地・風水・民家の特徴及び空間構成分析などの研究が主流であった。

1990年代からは、金純一の研究「歴史的環境の保存に関する研究、1993年（韓国建築史学会・参考文献2)」では点的保存の文化財保存から面的保存である歴史的環境の保存への方向転換や文化財概念の拡大がみられた。1994年の姜東辰の「韓国伝統マウル保全方法論に関する研究（韓国造園学会・参考文献3)」では、国家政策および制度・住民の価値観・社会的状況・地方自治団体の能力や意志・集落の物理的状況などを設定し、それらの相関関係をひとつの保全体系として丁寧に整理している。また、姜の2001年「持続可能な伝統的集落の維持と管理方法論の開発 －韓国と日本の比較研究－（韓国造園学会・参考文献4)」では、歴史的集落を対象とした「持続可能」の発想が現れたことや日韓の比較研究を進めている。さらに、姜の2011年「良洞村の世界文化遺産登載以降の変化分析による住民自力型保全体系定立（韓国都市計画学会・参考文献6)」では、世界遺産登録以降の良洞村で発生している観光化現象に対する対応の方向性を把握した点・住民自力型保全体系の基本原理と原則を住民中心に行っている点が韓国の都市計画分野で評価されている。

日本の研究では、孫鏞勳の研究（日本造園学会・参考文献 8）のような河回村を含んだ周辺農地までの面的広がりを保護対象として位置づけ、他の文化財保護と同様の管理の考え方で歴史的景観の管理に適用している点について整理しているが、日本では本研究での「総合的な景観の実態と歴史的環境保護制度の相互関係」については不十分であると考える。韓国の研究者である姜東辰 [5)6)] も本研究のような住民の「居住（生活)」や「生業」との密接な変化を考慮した景観保全の方向性を導き出そうとしている点については遺り残しがあると考える。

本研究は、景観保全を中心としているが、建物や文化財のような物的景観（1 次的景観）だけを保全するのではなく、景観を含む周辺の環境・産業（2 次的景観）が有機的に連携し、一体的に捉えた仕組みによって景観を保全する総合的な景観保全の仕組みに着目している点が特徴である。

写真 2　河回村の「空家」の実態（2013 年 4 月撮影）

写真 3　河回村の収穫後の農地（2011 年 11 月撮影）

写真 4　河回村の景観農業の実態 2010 年 5 月撮影
（図 1 の A. 蓮華団地の写真）

2. 河回村住民の居住と生業の実態

本章では、2012年5・11月・2013年4月に河回村の現

地調査で河回村の里長との３回のヒアリング内容に基づいて、河回村各世帯の「①居住者属性(世帯主・年齢・性別)」、「②職業・生業(民宿・商業・農業(農地の有無・面積))」、「③居住の実態(居住の有無・居住人数・居住地域)」、「④住宅情報(屋根材料・建築構造・保存状態)」から河回村住民の「居住」・「生業」の実態を明らかにした上でそれがどのように景観保全と関係しているのかを明らかにする。

2.1. 居住の実態

世界遺産歴史的集落・河回村に、常に住み続けている「居住」と転居などによる「空家」のような２パターンだけでなく、親戚や知人の管理及び居住によって「なんらかの形」で居住を維持しているという「多様な居住スタイル」が存在し、歴史的集落の景観保全に結びつくという視点から分析を行う（表 2)。

その際、河回村住民の居住にはどのような特徴がみられるのか。河回村の事情に詳しい河回村の里長および河回村保存会事務長に対して、河回村住民の電話帳を利用して１世帯ごとに居住者属性及び居住実態のヒアリング調査を行った。

河回村全世帯の「世帯主」の平均年齢は約 70 歳であり、1 世帯あたりの家族人数は約 1.8 人である。表 1 に「世帯主の年齢」と「家族人数」の関係を示した。ここから、「65 歳以上から 74 歳以下」と「75 歳以上」の世帯主が多いことや 2 人以下の世帯が 87%（97 世帯/112 世帯）であり大多数を占めていることが分かる。

また、2013 年 4 月に自治組織である河回村保存会の事務長へのヒアリングより、実際に河回村内に居住している住民は 150 人であり、65 歳以上は 86 人、20 歳以下は 10 人（中学生 3 人・小学生 4 人・幼稚園児 3 名）であるなど現在（2013 年）の住民登録上の人口（257 人）と差があることが分かった。

さらに、河回村の居住スタイルは世帯主が河回村に「常時居住」しているケー

表 1　河回村全世帯における世帯主の年齢と家族人数（2013 年）

		家族人数				計
		0人	1人	2人	3人以上	
世帯主年齢	54以下	2世帯	3世帯	1世帯	1世帯	7世帯
	55~64	3世帯	3世帯	11世帯	4世帯	21世帯
	65~74	8世帯	7世帯	19世帯	5世帯	39世帯
	75以上	8世帯	9世帯	13世帯	4世帯	34世帯
	不明	4世帯	5世帯	1世帯	1世帯	11世帯
計		25世帯	27世帯	45世帯	15世帯	112世帯

※出典：2013 年 4 月に河回村の里長からのヒアリングより作成

表 2　現在の河回村の居住実態「なんらかの形」で維持するパターン

番号	居住者属性				職業・生業の実態					居住の実態		住宅情報			特徴
	世帯主	姓氏	年齢	性別	商業	民宿	農業(斗)	その他	無職	居住人数	居住地域	屋根材料	建築構造	保存状態	
1	住民4	他	90	男					○	0(1)	－	藁	木造	A	入院中(5世帯)
2	住民42	他	88	女		△				0(1)	－	瓦・藁	木造	A	
3	住民93	他	88	男					○	0(1)	－	藁	木造	B	
4	住民94	他	60	男					○	0(2)	－	藁	土壁	A	
5	住民103	他	86	男					○	0(1)	－	洋瓦	土壁	B	
6	住民88	柳氏	死去	男				河回村管理事務所勤務		0	－	瓦	木造	A	河回村の住民が管理のみ(1世帯)
7	住民52	柳氏	死去	男			○(50)			2	－	藁	木造	B	河回村内の住民が居住・管理(3世帯)
8	住民83	柳氏	80	男						1	ソウル	瓦	木造	A	
9	住民19	柳氏	65	男					○	2	不明	藁	木造	B	
10	住民25	柳氏	死去	男				観光ガイド		0(1)	－	瓦	木造	B	親戚が管理のみ(1世帯)
11	住民27	柳氏	54	男	○					1	不明	瓦・藁	木造	A	親戚が居住・管理(6世帯)
12	住民43	柳氏	68	男						2	ソウル	藁	木造	B	
13	住民45	柳氏	66	男						2	不明	藁	木造	A	
14	住民81	柳氏	56	男				企業家		2	ソウル	瓦	木造	A	
15	住民63	柳氏	70	男		○			○	2	河回村	瓦・藁	木造	A	
16	住民87	柳氏	88	男					○	2	不明	瓦	木造	A	
17	住民71	柳氏	41	男				俳優		1	ソウル	瓦	木造	A	知人が居住・管理(5世帯)
18	住民67	柳氏	死去	男		○				1	－	瓦・藁	木造	B	
19	住民86	柳氏	68	男					○	1	不明	藁	木造	B	
20	住民46①	柳氏	62	男						1	河回村	藁	木造	A	
21	住民46②	柳氏	62	男		○				1	河回村	藁	木造	A	
22	住民47	柳氏	68	男						0	大邱市	藁	木造	B	週末は河回村で自ら管理(5世帯)
23	住民57	柳氏	77	男						0	大邱市	瓦・藁	木造	A	
24	住民76	柳氏	62	男						5	ソウル	瓦・藁	木造	B	
25	住民79	他	65	男						1	ソウル	藁	木造	A	
26	住民104	他	57	男		○		ソウルで自営業		2	ソウル	藁	木造	B	
27	住民61	柳氏	60	男						0	江原道	藁	木造	B	河回村の家は補修中（家族が参加）(2世帯)
28	住民32	柳氏	65	男						0	大田市	洋瓦	木造	B	
計	・柳氏：21 ・他姓：7		平均68.5歳	男:27 女:1	1	4	1	－	8	平均：1人居住	－	－	木造：26 土壁：2	A:18 B:10	※合計：28世帯

※出典： 河回村住民の電話帳に基づいて里長からのヒアリングより作成
住宅情報の保存状態は、韓国文化財庁が「変形」・「維持」程度により A・B・C 等級に分類したものである

表 3　河回村住民による農業の実態

区分	栽培面積	収穫量	単位収穫量	営農組織	有通経路	認証内容
蓮華団地	1ha	－	－	河回村保存会	－	景観農業
米	91.9ha	459.5ton	5ton/ha	河回村営農会（ムルドリ雀目班）(7農家が営農会に参加)	直販・河回祭	無農薬認証

※出典：安東太極圏域農村マウル総合開発事業基本計画書（2009）

スが 70 世帯、「なんらかの形」で維持しているケースが 28 世帯（入院：5 世帯、親戚や知人に貸与：16 世帯、週末のみ居住：5 世帯、家の修理：2 世帯 ）である。また、空家（写真 2）は 14 軒存在しており、空家の位置は図 1（△の部分）に示している。

世帯主が常時居住しているケース(70 世帯)を除く、「なんらかの形(28 世帯)」で維持している場合は(表 2)、世帯主が主に大都市であるソウルや大邱市に居住している。その場合の住民の対応として、親戚や縁故(知人)に貸し、代わりに家や庭の掃除及び管理を行う仕組みがある。その内訳は、親戚に 7 世帯、知人に 5 世帯である。また、河回村内に居住しつつ河回村内の他の家を管理する世帯が 4 世帯ある。さらに、河回村に家を所有していてソウルなどの他地域に居住している場合、週末に河回村に帰って自ら家の管理する場合（5 世帯）があるなど「多様な居住スタイル」があることが分かった。

このように、入院（5 世帯）及び家の修理（2 世帯）などのやむをえない場合を除く 21 世帯は、週末に自ら（5 世帯）・代わりに管理・居住（16 世帯）する仕組みになっており、世帯主が居住していない場合にも空家になり景観が乱されることなく、歴史的集落景観の維持に繋がっていることが分かった。

さらに、「河回村世界遺産登録申請資料[14)]」の「付録 2 編：保全と管理計画（P101～P107)」によると、2009 年の河回村の「空家」現況は 21 軒である。現在（2013 年 4 月）14 件であり、世界遺産登録（2010 年 7 月 31 日） 以降、空家の数は減少する傾向がみられた。2012 年 11 月に河回村の住民組織である「河回村保存会」の事務長へのヒアリングより、空家は河回村住民（柳氏）が所有[注 2)]しており、国や市などの所有は数少ない状況である。また、「空家」を新たに活用する転用の実態はないことが分かった。しかし、空家が 14 件存在することは、これからの集落景観を維持する上で空家の活用・転用などが重要な課題となる。

2.2. 生業の実態

○農業

本節では河回村住民の農業の実態を分析する。河回村住民の電話帳を用いて、河回村里長から全世帯の農地の有無と実際の農業実態及び作物の種類・稲作規模をヒアリングにより入手した。

韓国文化財庁により作成された行政資料「河回村世界遺産登録申請資料[14)]」によると、河回村文化財保護区域

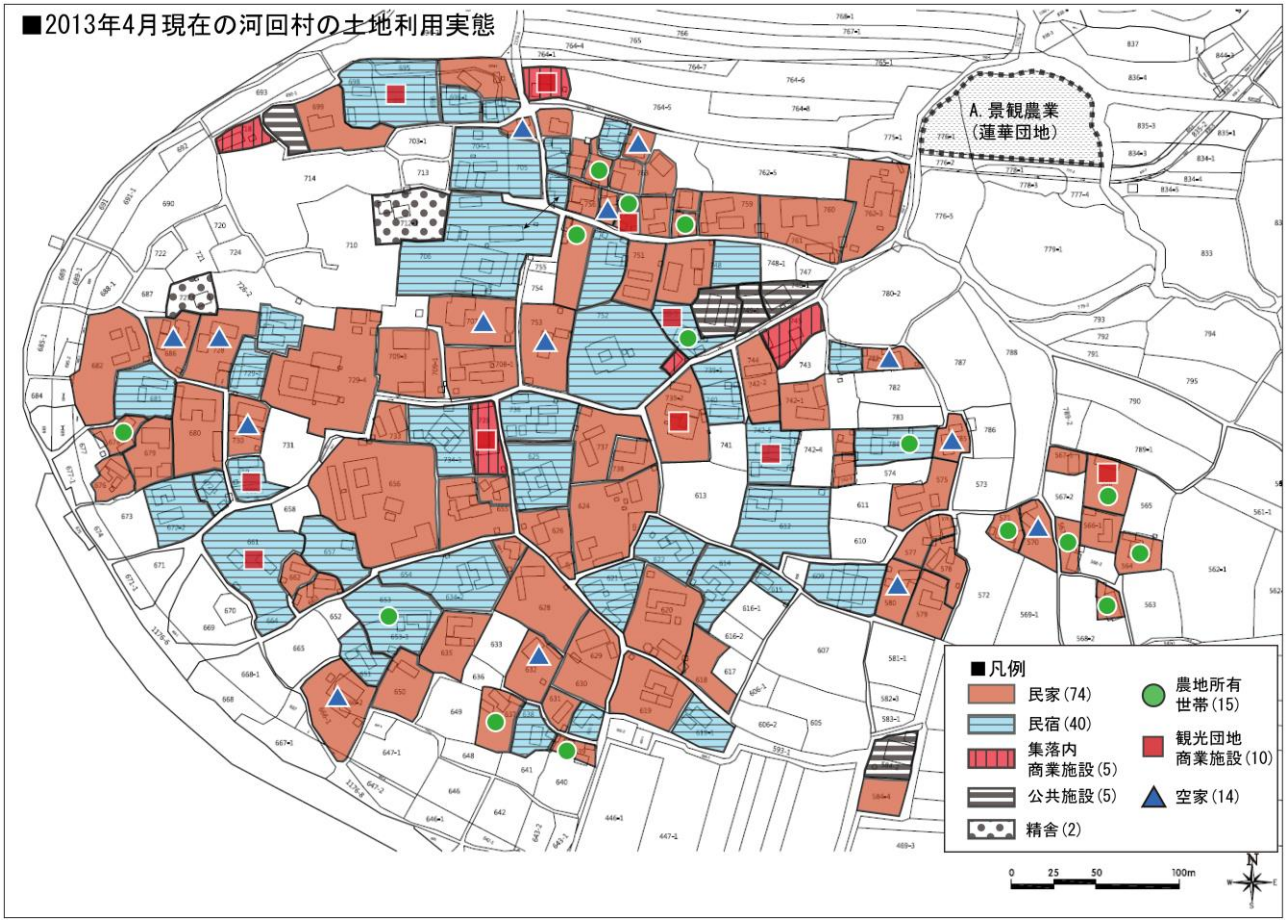

図 1　河回村における「土地利用」および「居住と生業」の実態（2013 年 4 月現地調査より作成）

内の国・個人の農地（水田）所有面積の状況は、住民が293,257㎡（96.9%）・国が 9,362㎡（3.1%）であり、主に住民の所有であることが分かった。

里長へのヒアリングでは、農地を所有している世帯は15 世帯であり、実際農業を行っている世帯は 13 世帯である。農地を所有しているものの農業を行っていない 2 世帯は農地を河回村の住民に貸している。また、15 世帯の内、14 世帯は「水田（稲作)」であり、1 世帯は「畑」を所有している。

農地を所有する各世帯の農地の規模を調査した(表 3)。韓国の農地の単位は「マジギ（日本の斗に相当する)」であり、1 マジギは約 200 坪（660㎡）である。水田を所有する 14 世帯の内、農地規模不明の 1 世帯を除いた 13 世帯の平均は約 17 斗（3400 坪・11,220㎡）であり、約 1ha 以上の農業を行っていることが分かった。

また、農地を所有している世帯の河回村内の居住場所をみると集落内の中心地では無く、中心地から離れた所に位置している。その理由として、農地に隣接していることや農機具・トラックを利用する世帯が多く利便性を高めるためだと解釈できる（図 1 の○で示している)。

2011 年 12 月に安東市農業政策課の担当者へのヒアリングから、河回村のための特別な農業政策は行っておらず、一般の農村と同じ扱いをしていることが分かった。しかし、写真 4 をみると景観農業が行われている。これは河回村保存会が主体となって､河回村の住民の土地(水田）を借りて集落の入口に約 1 ha 規模の蓮華団地を運営している（表 3)。

また、安東市農業技術センターのホームページの農業現況では、河回村は 2004 年から現在に至るまで無農薬認定を獲得しており農薬を使わない「環境に優しい米」をテーマに特産品（米）を販売している。これらの農業は河回村の住民が自らつくった「営農会（ムルドリ[注3] 雀目班)」によって行われているなど、歴史的集落内でこれほどの農業を行い、現在に至るまで継続されていることは評価すべき点であると考える。

○観光（民宿）

世界遺産登録前(2009 年 9 月)に行った河回村の現地調査での土地利用の実態と 2013 年 4 月の現地調査の比較より「民宿の増加」が挙げられる。2009 年 9 月の土地利用図「民宿の実態（図 2)」をみると、民宿は 14 世帯であったが 2013 年 4 月の河回村の現地調査では、40 世帯にまで増加していることが図 1 をみると分かる。

表 4 は、1999 年 4 月のエリザベス女王の河回村訪問に

図 2　2009 年 9 月に現地調査に基づいた河回村の土地利用（民宿の実態）

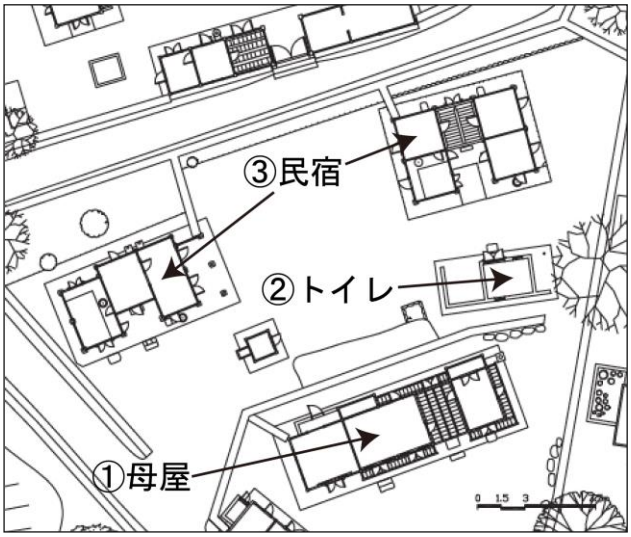

図 3　河回村の民宿の活用実態（里長の家）
※出典：世界遺産登録申請資料（2009）より

写真 5　河回村民家のハナレを活用した外観と内部の写真（2013 年 4 月撮影）

より、海外・国内の注目を集め、観光客数は 1,104,920 人に及んだ。これは前年度（1998 年）の観光客数 374,391 人を大きく上回ることより河回村が観光地として大きな展開になったと言える。

さらに、2009 年の観光客数が 775,396 人であったもの

の 2010 年 7 月 31 日に「世界遺産」に登録されたことをきっかけに、2010 年の観光客数は 1,088,612 人にまで増加しており、世界遺産登録以降は約 100 万人の観光客が訪れている。

これらの理由から世界遺産としての観光化に伴う住民の期待感が高まり、都市化の影響からもともと家族及び客が居住・宿泊していたハナレを改造して、「民宿」として活用する仕組みに変化していることが分かった。また、牛小屋などを改造して現代的なトイレや倉庫として活用している（図 3・写真 5)。

○商業

河回村の商業の実態として、現在（2013 年 4 月）河回村内に商店（お土産屋）が 5 軒存在しており（写真 6)、2009 年の現地調査での商店 4 軒と大きな差はない。その理由として、金弘己の研究「文化財指定以降の歴史的集落の保存方針の変遷と景観変容に関する研究[7)]」では、1984 年 1 月に国指定文化財（重要民俗資料 122 号）指定以前から存在していた河回タル（仮面）を扱うお土産店のみが現在まで残されていることが記述されている。また、2008 年 3 月に行った金の河回村現地調査では、集落内で運営されていた 13 軒の食堂が 2008 年 6 月以降、集落外に造成された集団施設地区である「安東河回観光地（図 4･5、写真 6)」に移転された。

2013 年 4 月に行った里長へのヒアリング調査では、その安東河回観光地に移転し、現在食堂を運営している世帯を図に示してもらった。図 1 の中に表記された「□」印であり、河回村内に散在していた原形に違反する建物物や観光客の車・駐車場及び商業施設（食堂・店舗）などの現代的要素を移転・撤去したことによって集落の歴史的景観が守られたと考える。

３．観光化・農業振興に対する対応

本章では、歴史的集落を維持・管理する上で観光的側面（民宿・商店）をどのように活用するかが大きな課題である。また、農業振興によってどのように農地景観が 守られているかを明らかにする。

3.1. 観光化に対する対応

歴史的集落における観光化は、歴史的景観・資源を活用して地域振興・活性化に役立てる発想と同時に、地域振興に伴う弊害が生じる。その弊害とは、観光的要素であり、商店・土産物売り場・商業施設や民宿などの宿泊施設・観光案内所などの要素である。従がって景観保全に対する対応が必要であると考える。

表 4　河回村の観光客数（単位：人）

区分	内国人	外国人	計
1998	369,443	5,488	374,391
1999	1,086,586	15,334	1,104,920
2000	833,099	9,253	842,352
2001	814,040	11,360	825,400
2002	884,121	15,180	899,301
2003	834,974	15,249	850,223
2004	734,756	16,787	751,543
2005	815,528	15,465	830,993
2006	744,432	16,431	760,863
2007	759,118	23,539	782,657
2008	735,969	37,795	773,764
2009	734,822	40,574	775,396
2010	1,042,937	45,675	1,088,612
2011	983,705	43,700	1,027,405
2012	903,022	59,374	962,396

※出典：河回村管理事務所 2013 年 4 月現在

表 5　観光施設造成の事業対象と推進方向

	内容
○事業対象	・観光地造成、駐車場新設および整備、集落内環境および造園整備など
○推進方向	・伝統文化体験集落造成のために必要な商店街、駐車場などは外部に造成、集落内は原型を維持 ・施設造成時、集落景観と歴史的集落の雰囲気を壊さない方案を講じる

※出典：集落内施設設置基準（2004.3.2）適用

表 6　安東河回観光地造成計画の推進過程

日程	内容	特徴
2000.05.22	・圏域別観光開発計画の変更（区域調整及び面積縮小：0.3km²→0.184km²)	○地区決定および都市計画地域に変更、「観光地」に決定
2000.10.12	・国土利用計画変更の決定（慶尚北道（日本の県レベル)、準農林地域→準都市地域（施設用地地区)：0.184km²)	
2001.03.08	・観光地に指定（面積：0.184km²)	
2002.07.09	・文化財現状変更許可申請の回信（文化財庁→慶尚北道）	
2002.10.22	・災害影響評価協議（慶尚北道、面積：0.184km²)	○災害・交通・開発の協議および環境性の検討など
2002.11.30	・交通影響評価審議議決（慶尚北道、面積：0.184km²)	
2003.02.05	・開発計画変更決定告示（安東市、面積：0.184km²)	
2003.03.26	・事前環境性検討協議（大邱市地方環境庁、面積：0.184km²)	
2003.10.30	・「安東河回観光地」基盤造成事業実施設計完了	○観光地の設計から工事完了までの段階
2005.04.20	・「安東河回観光地」基盤造成事業の国家文化財現状変更許可（文化財庁）	
2006.12.31	・「安東河回観光地」基盤造成事業の完了	
2009.01.19	・「安東河回観光地」造成計画の変更	○修正段階

※出典：安東河回観光地造成計画報告書を修正・加筆

世界遺産登録に関して、河回村内の商業施設（商店・飲食店）及び駐車場のような現代的要素をどのように解決するかが大きな問題であった。世界遺産登録以降、どのように対応して、かつその地域の活性化にどうやって結びつけていくか、地域計画的な視点で世界遺産を維

持・活用していくかことが求められてきた。その現状について、この節で考察する。

河回村の観光的要素を活用するための計画が立てられた。それが 2001 年、安東市による「河回村総合整備計画調査報告書[11)]」8 章（事業計画）の 5 節に「観光便宜施設」という内容が記述されており、河回村と約 1km はなれた敷地に商店街・駐車場・展示施設・宿泊施設などを建設する「安東河回観光地造成計画」が立てられた。また、2004 年に文化財庁による「民俗村の保存・活用及び総合整備細部実践計[12)]」では、前回の報告書より具体的な対象・基準・推進方向が定められた（表 5）。

安東河回観光地造成計画は表 6 の推進過程を経て、具体的な事業内容は、安東市の儒教文化開発事業団によって 2000 年～2009 年まで行われた。同計画は河回村の観光地化による歴史的景観の破壊を防ぎ、歴史的景観の管理及び観光による地域活性化を実現するために河回村の入口から約 1km はなれた位置に新たな観光拠点を開発したものである（図 4）。

3.2. 農業振興に対する対応

また、農業を維持・継続することによって農村景観が維持される視点がある（直接保護でなく間接的な保護）。農村景観の対象は、農地・山林・緑・水があって、それらを保護するためには、土地を利用すると同時に産業振興をすることによって保全するやり方である。

19 世紀以前（朝鮮時代）は、水田・畑の規模（面積）が集落の大きさ（戸数）を規定し、景観形成に寄与してきたが、現在は農業が主な産業ではなくなっている。また、景観形成の決定的な要素として作用されてない。しかし、農業収入の減少が空家及び人口減少に影響を及ぼしているなど農業に従事してきたことによって農村景観が維持されたと考える。

さらに、安東太極圏域農村マウル総合開発事業[注 4)]予備妥当性報告書（2009）によると、その営農会は河回里 7 農家と周辺集落である広徳里 6 農家、総 13 農家によって構成され、共同で運営されている。これらの内容から河回村だけでなく周辺集落との紐帯感及び景観に対する住民の関心が見られた。

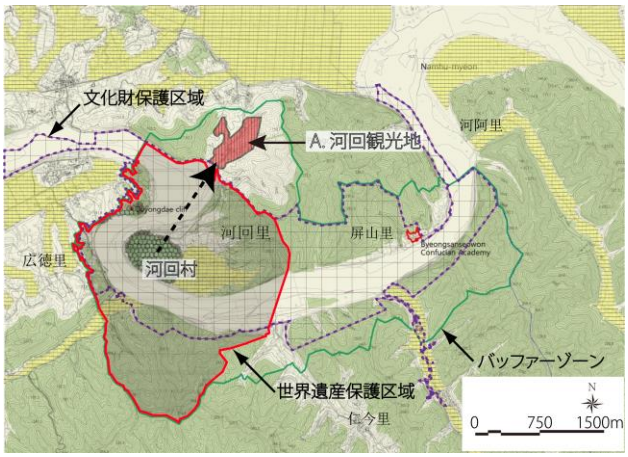

図 4　「安東河回観光地」の位置

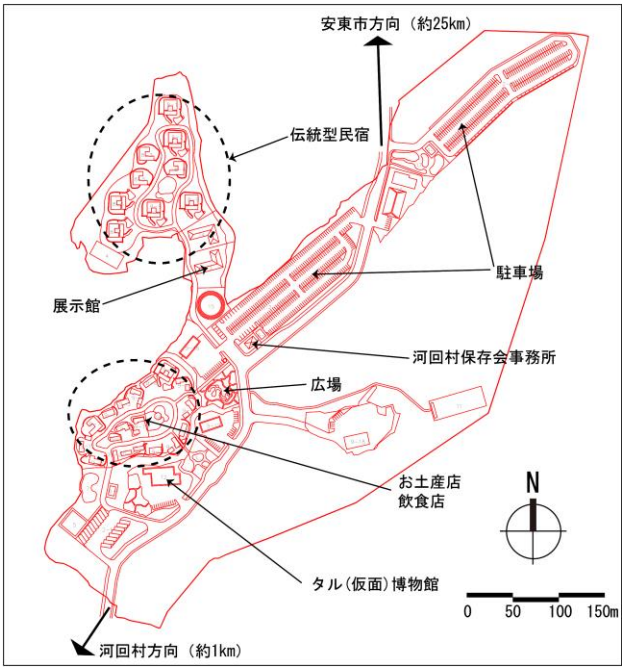

図 5　「安東河回観光地」の利用実態
※出典： 安東市、安東河回観光地造成計画（変形）報告書（2009 年 1 月）より

写真 6 「河回村観光地」の写真（2011 年 11 月撮影）

4. まとめ

本研究の知見を以下に示し、まとめとしたい。

まず、河回村の 112 世帯の内、「常時居住（70 世帯）」・「なんらかの形で維持（28 世帯）」・「空家（14 世帯）」に分類した。その「なんらかの形で維持」している世帯は、親戚・知人に貸す「貸与（16 世帯）」や他地域に居住しながら「週末帰省し、自ら管理（5 世帯）」する世帯や「入院（5 世帯）」・「家の修理（2 世帯）」などに分けることができた。このように「多様な居住スタイル」か

ら、世帯主が居住していない場合にも空家になり景観が乱されることなく、歴史的集落景観の維持に繋がっていることが分かった。また、世界遺産登録以前と比較して空家は減少（2009 年：21 件⇒2013 年：14 件）しているものの今後、空家の維持・活用が重要な課題である。

次に、河回村住民の生業の実態として、15 世帯が農地を所有している。その内、14 世帯が農業（稲作）を行っており、1 世帯平均約 1ha 以上の農業を行っている。また、自ら営農会を組織し、特産品（環境にやさしい米）を 2004 年から販売しているシステムで農業が継続されていることや住民の自治組織である「河回村保存会」により景観農業（蓮華団地）のような活動を行っているなど景観への意識があり、このような活動を行っていることは評価できる。さらに、世界遺産登録以降、生活の要求に伴い「民宿の増加（2009 年：14 世帯⇒2013 年：40 世帯）」がみられると同時に、既存のハナレや牛小屋を民宿や現代的なトイレに転用していることが分かった。

また、2008 年以降に河回村内に散在していた観光客のための駐車場や食堂（13 軒）などの観光的要素や原形に違反する建築物を「安東河回観光地造成計画（2000～2009）」により、河回村から約 1km はなれた安東河回観光地に移転・撤去したことから現代的要素の空間的分離が行われた。さらに、安東河回観光地計画は観光客相手に商売をする住民のために生計維持の場を設けたことにも繋がっているなど、歴史的集落の「景観保全」や「観光化に対する対応」として大きな役割を果たしていることが分かった。このように、河回村の歴史的集落環境と住民の生活（居住・生業）が密接に関係しており、「農業振興」と「観光振興」が歴史的集落の景観保全に対する重要なファクターであることが明らかになった。

今後の研究では、多様な居住スタイルによる管理・居住の仕組みに対しての維持管理負担などの「具体的な取り決め事項」や観光地化や圃場整備及び営農によるトレードオフなどの「マイナス要因」の検討が大きな課題である。

注

注1) 2012 年度住宅系報告会論文「歴史的環境保護制度からみた韓国世界遺産・河回村の景観保全に関する考察」のⅢ章 1 節 1－2 の「地方自治団体の文化財保護条例による景観保全」では、“安東市では、韓国の文化財保護法第 43・44 条の規定により「安東市河回村観覧料徴収条例（1995 年制定）」から観覧料（入場料）の 40%が補償金として住民の組織である「河回村保存会」に支給され、収益金は観光客に家を開放した世帯に配分される仕組みを持ち、建物の改修などに使われている”など「公的支援」の内容が記述されている。

注2) 「河回村世界遺産登録申請資料（2009）」では、河回村文化財保護区域の中で住居用途の土地は 147,958m² であり、その内、住民所有は 145,816m²（98.56%）・国所有は 2,142m²（1.44%）であることを示している。

注3) ムルドリは河回の純粋な韓国語の読み方、河が回ると言う意味

注4) 農村マウル総合開発事業とは、韓国の農林部（日本の農林水産省）が一般農村の自立基盤を構築し、活性化の方向を模索するために、2004 年から 2017 年まで全国に約 1000 箇所を目標として推進する事業。事業圏域に指定されると約 70 億ウォン（約 6 億円）が支援される。主要な内容は、地域に散在する資源を発掘・活用し、地域の実情に適用した農村マウルの景観改善、生活環境整備、所得基盤の拡充、地域社会維持のため、人口誘致および地域革新のための地域力量強化などの総合整備を行う事業。また、太極圏域は河回村（河回 1 里）・河回 2 里・広徳里の 3 集落によって構成されている。

参考文献

1) 朴　延・山崎寿一、歴史的環境保護制度からみた韓国世界遺産・河回村の景観保全に関する考察、日本建築学会第 7 回住宅系報告会論文集（2012 年 11 月）

2) 金純一、A Study on the Conservation of Historic Environment Relating to the Folk Village of Hahoe（歴史的環境の保存に関する研究－河回村の保存を中心に－日本語訳））、韓国建築歴史学会、第 2 巻 1 号（1993 年 6 月）

3) Kang, Dong-Jin, A Study on the Conservation Methodology for Traditional Villages in Korea - Focused on Characters and Problems of Applied Conservation Process（日本語訳：韓国伝統マウル保全の方法論に関する研究　－現行保全過程の特性及び問題点を中心に－）、韓国造園学会誌 Vol.22, No.3、(1994 年 10 月)

4) Kang, Dong-Jin、A Development of Methodology for Maintenance and Management of the Sustainable Traditional Village in Korea - A comparative Study of Korea and Japan-（日本語訳：持続可能な伝統的集落の維持と管理方法論の開発　－韓国と日本の比較研究－）、韓国造園学会誌 Vol.29、No,5、(2001 年 12 月)

5) Kang, Dong-Jin・Kim, Mi-Yeon・Park, Neung-Jae, A Settlement and Consciousness Change of Yangdong Village connected with Institutionalization（日本語訳：制度化に対する慶州・良洞村の定住パターン及び意識変化）、大韓国土・都市計画学会誌「国土計画」第 46 巻第 5 号（2011 年 10 月）

6) Kim, Mi-Yeon・Kang, Dong-Jin , Establishment of Villager-oriented Self-help Conservation System based on the Change Analysis after Inscription as the World Cultural Heritage, Yangdong Village - from Inscription(July 31, 2010) to Feb. 29, 2012-,（日本語訳：良洞村の世界文化遺産登載以降の変化分析による住民自力型保全体系定立　－登載（2010. 7.31）以降 2012 年 2 月 29 日まで－）、大韓国土・都市計画学会誌「国土計画」第 47 巻第 6 号（2011 年 11 月）

7) 金弘己、A Study on the Changes of Preservation Controls and Townscape Transformation in Folk Village After Designated As a Cultural Heritage - Case Study on Hahoe Village in Andong -（文化財指定以降歴史的集落の保存方針の変遷と景観変容に関する研究　－安東河回村を対象に－（日本語訳））、大韓建築学会支会聯合論文集、10 巻 3 号（2008 年 9 月）

8) 孫鏞勳、黒田乃生、下村彰男、韓国安東河回村と岐阜県大野郡白川村荻町にみる歴史的景観の管理に関する比較研究、日本造園学会研究発表論文ランドスケープ研究 67（2004 年）

9) 山崎寿一、能登半島地震被災集落・道下の地域性と震災復興、日本建築学会計画系論文集第 74 巻第 646 号 2617－2626（2009 年 12 月）

10) 山崎寿一、居住を核とした農村の持続性に関する試論　－環境，コミュニティ，生活文化の持続と相互関連―農村計画学会誌 Vol.29, No.1（2010 年 6 月）

11) 安東市、安東河回村総合整備計画調査報告書（2001 年 10 月）

12) 文化財庁、民俗村の保存・活用及び総合整備細部実践計画（2004 年 5 月）

13) 安東市、安東河回観光地造成計画（変形）報告書（2009 年 1 月）

14) Culture Heritage Administration Republic of Korea, Nomination of Historic Villages of Korea Hahoe and Yangdong (2010.02)